



飼料添加物輸入業者届

令和 年 月 日

農林水産大臣 様

住 所

氏 名



下記のとおり飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第50条第1項の規定により届け出ます。

記

1 氏名及び住所

2 販売業務を行う事業場及び飼料添加物を保管する施設の所在地

(1)販売業務を行う事業場

(2)飼料添加物を保管する施設の所在地

3 輸入に係る飼料添加物の種類

4 飼料添加物の輸入の開始年月日
令和 年 月 日

5 輸入に係る飼料添加物が製造されたものである場合の当該飼料の原料又は材料の種類

飼料添加物の種類	原料又は材料の種類



飼料添加物輸入業者届出事項変更届

令和 年 月 日

長野県知事 様

住 所

氏 名 印

さきに平成 年 月 日付けで飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律
第50条第2項の規定により届け出た事項に下記のとおり変更を生じたので、同条
第4項の規定により届け出ます。

記

1 変更した事項

2 変更した年月日

令和 年 月 日



飼料添加物輸入業者事業廃止届

令和 年 月 日

農林水産大臣 様

住 所

氏 名



さきに平成 年 月 日付けで飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第50条第1項の規定により、飼料添加物輸入業者の届出をしたが、令和 年 月 日限りで事業を廃止したので、同条第4項の規定により届け出ます。